

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省26-2-3)

施策名	2-3 クールジャパン		担当部局名	商務情報政策局		政策評価実施予定時期	平成27年8月	
施策の概要	クールジャパンの推進により、日本の生活文化に根ざした製品・サービスの海外展開を後押しする。					政策体系上の位置付け	2 個別産業	
達成すべき目標	2020年時点で市場規模900兆円以上とされている世界の文化関連産業のうち、主な対象分野となるファッション、コンテンツ、観光関連分野において相当程度のシェア獲得を目指す。				目標設定の考え方・根拠	平成23年5月12日に策定された、クールジャパン官民有識者会議提言「新しい日本の創造」及び平成25年6月に取りまとめられたクリエイティブ産業国際展開懇談会中間報告書等を踏まえて設定。		
施策の予算額(執行額) (百万円)	24年度	25年度	26年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) P124			
	13,254 (13,203)	794 (716)	700					

【測定指標】

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1 (クールジャパン機構) 海外需要開拓支援機構全体の長期収益性	1.0倍強	45年度	「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月第1回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づく政策目標(KPI)として、経済産業省が決定。
2 (クールジャパン機構) 個別投資案件(EXIT時)の評価値(起業・業種連携／発信力／市場価値の先駆け／共同基盤の提供)を出資金額で加重平均した値	70%以上	45年度	「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月第1回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づく政策目標(KPI)として、経済産業省が決定。
3 (クールジャパン機構) 民間企業からの強調出資の総計の割合)	10年後目処で民間からの資金が政府からの資金を上回る。	35年度	「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月第1回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づく政策目標(KPI)として、経済産業省が決定。
4 J-LOPのローカライズ発信時間数及びプロモーション件数	ローカライズ:9,360時間 プロモーション:600件	26年度	「日本再興戦略2014」において、「2018年までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を2010年度比で3倍に増加させる」と、「2030年に訪日外国人旅行者3000万人超を目指す」ことを政策目標(KPI)として設定。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成26年 行政事業 レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度					
1 コンテンツ産業強化対策支援事業	934 (872)	794 (716)	700	平成19年度	-	映画、音楽等、各業界を束ねた国際見本市(コ・フェスタ(JAPAN国際コンテンツフェスティバル))を実施するとともに、海外発信力強化のための後方支援の充実をはかる。また、コンテンツの海外展開を促進するため、各国政府と連携して事業環境整備を集中的に行う場の提供等を行う。さらに、コンテンツ産業の海外展開の中核を担うプロデューサー人材等を育成するため、海外教育機関(フィルムスクール)への留学を支援する。	-	0118
2 コンテンツ海賊版対策強化事業	- (-)	0 (-)	300	平成25年度	-	コンテンツ事業者が、自社のコンテンツについて、十分な海賊版対策を個別に実施することは困難。他方、削除要請に応じない等、悪質な侵害サイトについて、業界横断的に情報を共有し、迅速に対策を講じる必要性が高まっている。海賊版対策の抜本的強化に向け、業界横断的に海賊版情報の共有を行った上で、海賊版サイトに対する権利行使や正規版コンテンツ情報の集約・可視化、正規版コンテンツの利用を推奨する広報活動を通じて、適正な利益が日本の権利者に還流することを図る。	-	0119
3 コンテンツ海外展開等促進事業	15,520 (-)	15,520 (309)	15,211	平成24年度	-	海外展開に必要な映像素材のローカライズやプロモーションへの支援等、日本のコンテンツの海外発信に対する総合的な支援を実施することにより、日本ブーム創出に伴う関連産業の海外展開の拡大、観光等の促進につなげる。 基金事業として平成24年度補正に予算計上。	-	26-004 (基金)
4 株式会社海外需要開拓支援機構への出資(財政投融资)	-	50,000 (30,000)	30,000	平成25年度	-	海外需要開拓支援機構法(平成25年法律第51号)に基づき設立された法人。機構は我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする。	-	26-071 (基金)
5 伝統的工芸品産業支援補助金	245 (205)	360 (270)	360	平成16年度	-	伝産法第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、当該伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発などの取組を支援する。 (補助率:2/3、1/2)	2-1 ものづくり	0092
6 伝統的工芸品産業振興補助金	615 (551)	500 (498)	600	平成17年度	-	伝産法第23条に基づき設立された、伝統的工芸品産業の振興を目的とする一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する人材確保事業、技術・技法継承事業、産地指導事業、普及推進事業、需要開拓事業等の経費の一部を、同法第26条に基づき補助する。 (補助率:定額、2/3、1/2)	2-1 ものづくり	0093